



2022年11月22日

各 位

東京都新宿区西新宿二丁目4番1号株式会社インタースペース代表取締役社長 河端 伸一郎(コード番号:2122 東証スタンダード)問合先:取締役経営管理管掌 岩渕桂太TEL:03-5339-8680(代表)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年12月23日開催予定の当社第23回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

#### 1. 変更の理由

(1) 監査等委員会設置会社への移行

本日付の「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますが、当社は、取締役会における審議の充実化と監督機能のさらなる強化を図ることを目的として、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を有する監査等委員会設置会社に移行することといたしました。

これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等をおこなうものであります。

(2) 株主総会資料の電子提供制度導入への対応

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号) 附則第1条ただし書きに規定する改正規定が、2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されたことに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- ① 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る旨を定款に定めることが義務付けられたことから、変更案第14条(電子提供措置等)第1項を新設するものであります。
- ② 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置を取る事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第14条(電子提供措置等)第2項を新設するものであります。
- ③ 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第14条(参考書類等のインターネット開示)の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- ④ 上記の削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。
- (3) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、単元未満株式の権利を限定する規定を新設するものであります。
- (4) その他、語句の修正等所要の変更をするものであります。

# 2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

(下線\_\_は、変更箇所を示します。)

	────────────────────────────────────
現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (条文省略)	第1条 (現行どおり)
(= U)	(= 11)
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1. ~29. (条文省略)	1. ~29. (現行どおり)
30. 前各号に付帯関連する一切の <u>業務</u>	30. 前各号に付帯関連する一切の <u>事業</u>
第3条 (条文省略)	第3条 (現行どおり)
(機関の設置)	(機関の設置)
第4条 当会社は、株主総会及び取締役の	第4条 当会社は、株主総会及び取締役の
ほか、次の機関を置く。	ほか、次の機関を置く。
1. 取締役会	1. 取締役会
2. <u>監査役</u>	2. <u>監査等委員会</u>
3. 監査役会	(削 除)
<u>4</u> . 会計監査人	3. 会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
第6条~第7条 (条文省略)	第6条~第7条 (現行どおり)
	(単元未満株についての権利)
(新 設)	第8条 当会社の株主は、その有する単元
(A) BX)	未満株について、次に掲げる権利以外の権
	利を行使することができない。
	1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
	2. 株主の有する株式数に応じて募集株式の
	割当ておよび募集新株予約権の割当てを受
	ける権利
   第 8 条~第 9 条 (条文省略)	   第 9 条~第 10 条 (現行どおり)
	1 I

現行定款	変更案
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第 <u>10</u> 条~第 <u>13</u> 条 (条文省略)	第 <u>11</u> 条~第 <u>14</u> 条 (条文省略)
(参考書類等のインターネット開示) 第14条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載 又は表示すべき事項にかかる情報を、法務 省令の定めるところにより、インターネット開示することができる。	(削 除)
(新一設)	(電子提供措置等) 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際 し、株主総会参考書類等の内容である情報 について、電子提供措置をとるものとす る。 ② 当会社は、前項の電子提供措置をとる 事項のうち法務省令で定めるものの全部又 は一部について、議決権の基準日までに書 面交付請求した株主に対して交付する書面 に記載しないことができる。
第 <u>15</u> 条 (条文省略)	第 <u>16</u> 条 (現行どおり)
<b>第4章 取締役及び取締役会</b> (員数) 第 <u>16</u> 条 当会社に取締役7名以内を置く。 (新 設)	第4章 取締役及び取締役会         (員数)         第17条 当会社に取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 7名以内を置く。         ② 当会社に監査等委員である取締役4名         以内を置く。

(選任)

第18条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総

会で選任されるものとする。

(選任)

第 17 条 (新 設)

### 現行定款

取締役の選任は、株主総会において、議決 | ② 取締役の選任は、株主総会において、 権を行使することのできる株主の議決権3 分の1以上を有する株主が出席し、その議 決権の過半数をもっておこなう。

# ② (条文省略)

(新 設)

### (任期)

第18条 取締役の任期は、選任後1年以内 に終了する事業年度のうち最終のものに関 する定時株主総会終結の時までとする。

(新 設)

(新 設)

(新 設)

### (取締役会)

第19条 取締役会は、取締役社長が招集 し、その議長となる。取締役社長に事故あ るときは、あらかじめ取締役会の定める順 序により、他の取締役がこれに代わる。

### 変 更 案

- 議決権を行使することのできる株主の議決 権3分の1以上を有する株主が出席し、そ の議決権の過半数をもっておこなう。
- ③ (現行どおり)
- ④ 当会社は、法令に定める監査等委員で ある取締役の員数を欠くことになる場合に 備え、株主総会において補欠の監査等委員 である取締役を選任することができる。

## (任期)

第19条 取締役(監査等委員である取締役 を除く。)の任期は、選任後1年以内に終 了する事業年度のうち最終のものに関する 定時株主総会終結の時までとする。

- ② 監査等委員である取締役の任期は、選 任後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会終結の時ま でとする。
- ③ 任期の満了前に退任した監査等委員で ある取締役の補欠として選任された監査等 委員である取締役の任期は、退任した監査 等委員である取締役の任期の満了する時ま でとする。
- ④ 補欠の監査等委員である取締役の選任 に係る決議が効力を有する期間は、当該決 議後2年以内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時株主総会の開始の時 までとする。

## (取締役会)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めが ある場合を除き、取締役社長が招集し、そ の議長となる。取締役社長に事故あるとき は、あらかじめ取締役会の定める順序によ り、他の取締役がこれに代わる。

# 現行定款

## (新 設)

- ② 取締役会招集の通知は、各取締役及び 各監査役に対し、会日の3日前までに発す る。ただし、緊急のときはこの期間を短縮 することができる。
- ③ 取締役が取締役会の決議の目的事項に ついて提案した場合、当該事項の議決に加 わることができる取締役全員が書面又は電 磁的記録により同意の意思表示をし、監査 認決議があったものとみなす。

## ④ (条文省略)

#### (代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会は、取締役の中から代表 | 第21条 取締役会は、取締役(監査等委員 取締役若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役社長1 名、専務取締役及び常務取締役各若干名を 選定することができる。

(新 設)

(新 設)

# 変 更 案

- ② 前項にかかわらず、監査等委員会が選 定する監査等委員は、取締役会を招集する ことができる。
- ③ 取締役会招集の通知は、各取締役に対 し、会日の3日前までに発する。ただし、 緊急のときはこの期間を短縮することがで きる。
- ④ 取締役が取締役会の決議の目的事項に ついて提案した場合、当該事項の議決に加 | わることができる取締役全員が書面又は電 磁的記録により同意の意思表示をしたとき 役が異議を述べないときは、取締役会の承|は、取締役会の承認決議があったものとみ なす。

# ⑤ (条文省略)

#### (代表取締役及び役付取締役)

であるものを除く。) の中から代表取締役 若干名を選定する。

② 取締役会の決議により、取締役(監査 等委員であるものを除く。)の中から、取 締役社長1名、専務取締役及び常務取締役 各若干名を選定することができる。

### (重要な業務執行の決定の委任)

第22条 当会社は、会社法第399条の13 第6項の規定により、取締役会の決議によ り、重要な業務執行(同条第5項各号に掲 げる事項を除く。) の決定の全部又は一部 を取締役に委任することができる。

#### (報酬等)

第23条 取締役の報酬、賞与その他職務執 行の対価として当会社から受ける財産上の 利益は、監査等委員である取締役とそれ以 外の取締役で区別して、株主総会の決議に より定めるものとする。

	除)
/ )kil	
LV()	
(削	除)
(削	除)
(Ale I	TA.)
(肖]	除)
(肖山	除)
(111	17477
(削	除)
	(削

現 行 定 款     変 更 案       (新 設)     第5章 監査等委員会       (監査等委員会)     第24条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。       ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。       (新 設)     第25条 監査等委員会は、監査等委員である取締役の中から、常勤の監査等委員を選
(監査等委員会) 第 24 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。 (常勤の監査等委員) 第 25 条 監査等委員会は、監査等委員であ
(新 設)  第 24 条 監査等委員会招集の通知は、各監査等委員に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。  (常勤の監査等委員) 第 25 条 監査等委員会は、監査等委員であ
査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。  (常勤の監査等委員) (新 設) 第25条 監査等委員会は、監査等委員であ
る。ただし、緊急のときはこの期間を短縮することができる。 ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。  (常勤の監査等委員) 第25条監査等委員会は、監査等委員であ
することができる。         ② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。         (常勤の監査等委員)         第 25 条 監査等委員会は、監査等委員であ
② 監査等委員会の運営その他に関する事項については、監査等委員会の定める監査等委員会規程による。         (常勤の監査等委員)         (新設)             (新数)
項については、監査等委員会の定める監査         等委員会規程による。         (常勤の監査等委員)         (新 設)         第 25 条       監査等委員会は、監査等委員であ
等委員会規程による。         (常勤の監査等委員)         (新 設)         第 25 条       監査等委員会は、監査等委員であ
(常勤の監査等委員)       (新 設)       第 25 条     監査等委員会は、監査等委員であ
(新 設)   第 25 条   監査等委員会は、監査等委員であ
(新 設)   第 25 条   監査等委員会は、監査等委員であ
る取締役の中から、常勤の監査等委員を選
<u>定することができる。</u>
第6章 会計監査人 第6章 会計監査人
第 26 条~第 27 条 (条文省略) 第 26 条~第 27 条 (現行どおり)
(会計監査人の報酬等) (会計監査人の報酬等) (会計監査人の報酬等)
第28条会計監査人の報酬等は代表取締役 第28条会計監査人の報酬等は、代表取締
が <u>監査役会</u> の同意を得て定める。
第7章 取締役及び監査役の責任免除 第7章 取締役の責任免除
第7章 取締役 <u>及び監査役</u> の責任免除 第7章 取締役の責任免除 (損害賠償責任の一部免除) (損害賠償責任の一部免除)
第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項 第 29 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項
の規定により、任務を怠ったことによる取 の規定により、任務を怠ったことによる取

社に対する損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除する

ことができる。

締役(取締役であった者を含む。)の当会

社に対する損害賠償責任を、法令の限度に

締役(取締役であった者を含む。)及び監

査役(監査役であった者を含む。) の当会

おいて、取締役会の決議によって免除する

ことができる。

# 現行定款

② 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役等であ るものを除く。) 及び監査役との間に、任 務を怠ったことによる損害賠償責任を限定 する契約をすることができる。ただし、当 該契約に基づく責任の限度額は、法令の定|づく責任の限度額は、法令の定める額とす める額とする。

### 第8章 計算

第 30 条~第 33 条 (条文省略)

(新 設)

(新 設)

(新 設)

## 変 更 案

② 当会社は、会社法第427条第1項の規 定により、取締役(業務執行取締役等であ るものを除く。) との間に、任務を怠った ことによる損害賠償責任を限定する契約を | することができる。ただし、当該契約に基 る。

# 第8章 計算

第30条~第33条 (現行どおり)

# 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置) 第1条 当会社は、会社法第426条第1項 の規定により、第23回定時株主総会にお いて決議された定款一部変更の効力が生ず る前の任務を怠ったことによる監査役(監 査役であった者を含む。) の損害賠償責任 を、法令の限度において、取締役会の決議 によって免除することができる。

(株主総会資料の電子提供に関する経過措 置)

第2条 会社法の一部を改正する法律(令 和元年法律第70号) 附則第1条ただし書 きに規定する改正規定の施行日である 2022年9月1日(以下、「施行日」とい う。)から6か月以内の日を株主総会の日 とする株主総会については、変更前定款第 14条(参考書類等のインターネット開 <u>示)はなお効力を有するものとする。</u> ② 本条の規定は前項の株主総会の日から 3か月を経過した日後にこれを削除する。

# 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2022 年 12 月 23 日 (金) 定款変更の効力発生日 2022 年 12 月 23 日 (金)

以上